

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月14日
【会社名】	株式会社構造計画研究所
【英訳名】	KOZO KEIKAKU ENGINEERING Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 服部 正太
【本店の所在の場所】	東京都中野区本町四丁目38番13号 日本ホルスタイン会館内
【電話番号】	(03)5342-1100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 湯口 達夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区本町四丁目38番13号 日本ホルスタイン会館内
【電話番号】	(03)5342-1100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 湯口 達夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 189,894,900円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社構造計画研究所 大阪支社 (大阪市中央区淡路町三丁目6番3号 NMプラザ御堂筋ビル5階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	94,900株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成26年11月14日開催の取締役会決議によります。
2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。
3 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	94,900株	189,894,900	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	94,900株	189,894,900	-

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,001	-	100株	平成26年12月1日	-	平成26年12月2日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払い込むものとし、

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社構造計画研究所 財務部	東京都中野区本町四丁目38番13号 日本ホルスタイン会館内

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
189,894,900	-	189,894,900

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額189,894,900円については、平成26年12月2日以降、平成27年6月期における借入金の返済資金に充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要(平成26年11月14日現在)

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員株式報酬信託口)	
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 和地 薫	
資本金	10,000百万円	
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務	
主たる出資者及びその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社	46.5%
	日本生命保険相互会社	33.5%
	明治安田生命保険相互会社	10.0%
	農中信託銀行株式会社	10.0%

b 提出者と割当予定先との間の関係(平成26年11月14日現在)

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。

(役員株式報酬信託の内容)

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする役員株式報酬信託契約(以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を締結し、本信託を設定いたします。

また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する覚書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者として本信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先を日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)といたします。

<概要>

役員株式報酬信託とは、信託期間中の各事業年度に取締役会の決議を受けて当社株式を役員報酬として交付するとともに、本信託の終了時に残余株式を換価した換価処分金相当額の金銭を役員報酬として給付する制度(以下「本制度」といいます。)です。

本制度では、取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員(以下「取締役等」という。)のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)は、予め定める株式交付規程に基づき、当社取締役等に交付する株式を算定する基礎となる金額(以下、「交付株式数算定基礎額」という。)相当の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。なお、本信託契約は、信託管理人である公認会計士 三宅秀夫氏による内容の確認を得ています。

また、第三者割当については、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)が取得した当社株式は、本信託契約に基づき、信託期間中の毎年6月に、株式交付規程に基づき受益者となった者に対して、取締役会にて決議した交付株式数算定基礎額に基づき算定された株数の当社株式を交付します。

当該交付については、当社または信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅滞なく、当該受益者に対し、受益者の指定する証券会社の本人名義の口座に振り替える方法により行います。また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、分担して本信託の財産管理業務を実施いたします。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社が、本プランについてのスキーム管理並びに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、本プラン実行に伴い生じる、「信託財産・指図書等の受渡業務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払い及び信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」(以下「具体的信託事務」といいます。)について担当します。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社・三菱UFJ信託銀行株式会社・日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び信託管理人にて合意することにより、実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施いたします。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、割当予定先の信託財産の名義については受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、日本マスタートラスト信託銀行株式会社とします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本制度において生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためです。

(参考)本制度の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	当社の取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者(公認会計士)
信託契約日	平成26年12月1日(予定)
信託の期間	平成26年12月1日(予定)～平成29年6月末日(予定)
制度開始日	平成26年12月1日(予定)、 (平成27年6月から当社株式の交付を開始)
議決権行使	行使しないものとします。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	189,894,900円
株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得

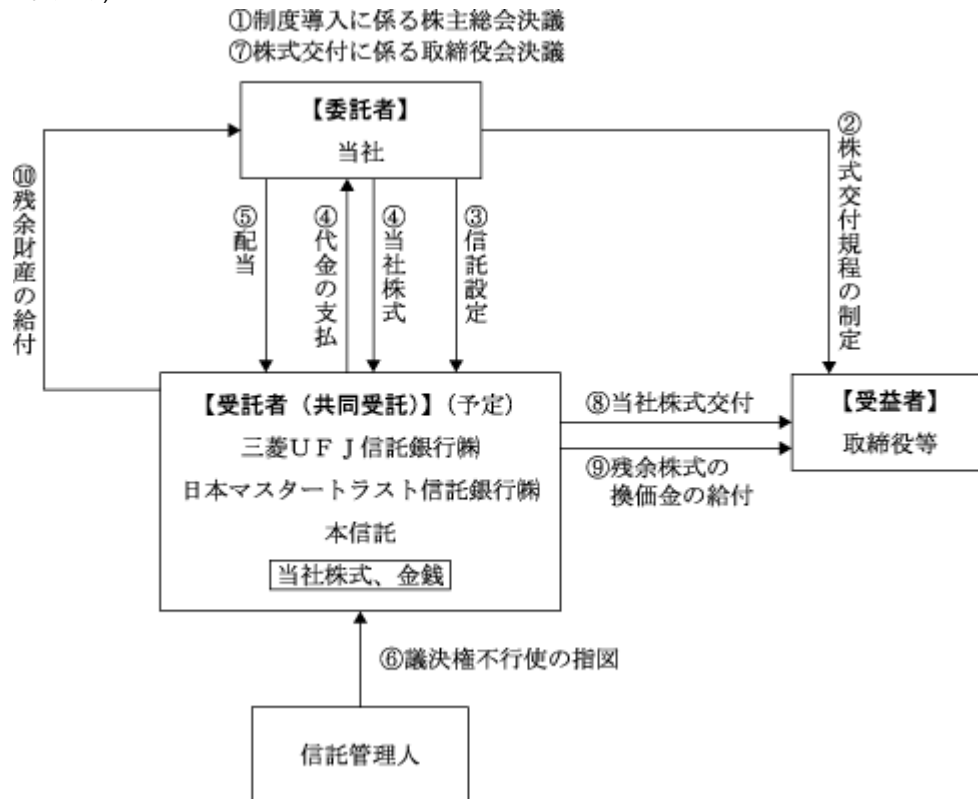
< 本信託から受益者に交付する予定の株式の総数 >

94,900株(下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数です。)

< 受益者の範囲 >

- 取締役等であること(対象期間中、新たに取締役等になった者を含む。)
- 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- 取締役会において交付株式数算定基礎額の決議が得られていること

(本信託の仕組み)



当社は、本制度の導入に関して株主総会において役員報酬の決議を得ます。

当社は、本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。

当社は、株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託(以下「本信託」という。)を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、で信託された金銭を原資として当社株式を当社(自己株式処分)から取得します。本信託が取得する株式数は、の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。

本信託内の当社株式に対する配当の分配は、他の当社株式と同様に行われます。

本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

平成26年から平成28年までの毎年9月に、取締役会において、取締役等に対して交付する株式数を算定する基礎となる金額を決議します。

信託期間中の毎年6月に、一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、の取締役会において決議した金額を基礎として算定された株数の当社株式が交付されます。

信託終了時に残余株式が生じた場合、当該株式を本信託内で換価し、換価処分金相当額の金銭が取締役等に給付されます。

本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、当社に帰属する予定です。

c 割当予定先の選定理由

当社は、取締役等を対象に、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度の導入を決定しました。本制度は、信託期間中の各事業年度に取締役会の決議を受けて当社株式を役員報酬として交付するとともに、本信託の終了時に残余株式を換価した換価処分金相当額の金銭を役員報酬として給付することから、当該取締役等の中長期的な企業価値向上への意欲の向上に寄与し、かつ自己株式を有効に活用可能であるとの結論に至りました。

これらの経緯を踏まえて、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者に選定した理由は、当社の証券代行業務等の信託銀行取引関係から、本制度の提案を受けたことに起因しています。また、本制度に係る事務手続きコスト等を他社比較等も含めて総合的に判断した結果、当社にとって最も望ましい委託先になると判断しました。

なお、本制度においては前述の「役員株式報酬信託の内容」に記載しましたとおり、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者として本信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)が割当予定先として選定されることになります。

d 割り当てようとする株式の数

94,900株

e 株券等の保有方針

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)は取締役会にて決議した交付株式数算定基礎額に基づき算定された株数の当社株式を、一定の受益者要件を満たす取締役等に交付することになっています。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

また、当社は日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)から、割当日より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社から本信託に拠出される当初信託金を割当日において信託財産内に保有する予定である旨、本信託契約により確認を行っています。

g 割当予定先の実態

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家(委託者が顧問契約を締結している者を除きます。)であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職(以下「役員等」といいます。)、役員等であった者、またはそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者(当社)、受託者(三菱UFJ信託銀行株式会社)が協議の上、選任するものとします。

なお、本信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士 三宅秀夫氏とします。

また、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員が日本マスタートラスト信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報と相違ないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」という企業行動規範の基本方針に変更がない旨を確認しました。また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことについて、本信託契約において確約をしています。

その結果、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないと判断しました。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式の処分は、役員向けの株式報酬制度の導入を目的として行います。また、処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議の前営業日(平成26年11月13日)の東京証券取引所における当社株式の終値である2,001円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、処分価額として合理的であると考えたためです。

また、当該株価は東京証券取引所における当該取締役会決議の直前1か月間(平成26年10月14日から平成26年11月13日まで)の終値の平均値である1,722円(円未満切捨て)に116.20%(プレミアム率16.20%)を乗じた額であり、直前3か月間(平成26年8月14日から平成26年11月13日まで)の終値の平均値である1,598円(円未満切捨て)に125.22%(プレミアム率25.22%)を乗じた額、あるいは同直前6か月間(平成26年5月14日から平成26年11月13日まで)の終値の平均値である1,330円(円未満切捨て)に150.45%(プレミアム率50.45%)を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、直近の市場価格であることから、取締役会に出席した監査役(3名、うち2名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に当社取締役等に交付すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し1.55%(小数点第3位を四捨五入、平成26年6月末現在の総議決権個数45,063個に対する割合2.11%)となります。

また、本自己株式の処分は取締役等の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とした本制度の導入に伴い実施すること、および本自己株式の処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い当社取締役等に交付されることから、本自己株式の処分による流通市場への影響は軽微であり、希薄化の規模は合理的と判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議決権 数の割合(%)	割当後の所有 株式数(千株)	割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合
株式会社南悠商社	東京都港区虎ノ門4-1-35	490	10.87	490	10.65
服部正太	東京都品川区	483	10.71	483	10.49
合同会社Astiイン ベストメント	東京都千代田区丸の内3-1-1 東京共同会計事務所内	476	10.57	476	10.35
構研従業員持株会	東京都中野区本町4-38-13 日本ホルスタイン会館内	392	8.69	392	8.52
富野 壽	神奈川県茅ヶ崎市	210	4.66	210	4.56
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町 2-2-1	200	4.44	200	4.35
日本トラスティ・ サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	158	3.50	158	3.43
有限会社構研コン サルタント	東京都品川区上大崎1-7-3	115	2.56	115	2.51
日本マスタートラ スト信託銀行株式 会社(役員株式報 酬信託口)	東京都港区浜松町2-11-3			95	2.06
阿部 誠 允	東京都武蔵野市	84	1.87	84	1.83
計		2,608	57.87	2,703	58.74

- (注) 1 平成26年6月末日現在の株主名簿を基準として記載をしています。
2 株式数は千株未満を、割合は小数点第3位以下を、それぞれ四捨五入して表示しております。
3 上記のほか当社保有の自己株式1,599,428株(平成26年6月30日現在、ESOP信託口が所有する当社株式157,700株を除く。)は、割当後1,504,528株となります。ただし、平成26年7月1日以降の単元未満株式の買取り、買増し分は含んでおりません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

第1 【事業等のリスクについて】

「第四部 組込情報」に掲げた第56期有価証券報告書および第57期第1四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

第2 【臨時報告書の提出】

「第四部 組込情報」に掲げた第56期有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日現在までに、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成26年9月29日提出臨時報告書)

1 「提出理由」

当社は、平成26年9月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 「報告内容」

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年9月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金35円(うち、普通配当30円・創立55周年記念配当5円)

総額157,730,020円

ロ 効力発生日

平成26年9月26日

第2号議案 定款一部変更の件

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につき変更を行うとともに、機動的な取締役会の運営を図るため、現行定款第23条(取締役会の招集権者および議長)につき、所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、服部正太、阿部誠允、澤飯明広、山岡和馬、湯口達夫、荒川弘熙及び渡邊太門を選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、根本博史を選任するものであります。

第5号議案 取締役及び執行役員に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

新たに取締役及び当社と委任契約を締結している執行役員に対する株式報酬制度を導入するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決 要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	37,010	36	0	(注) 1	可決 99.63
第2号議案 定款一部変更の件	37,011	35	0	(注) 2	可決 99.63
第3号議案 取締役7名選任の件					
服部 正太	36,997	49	0	(注) 3	可決 99.60
阿部 誠允	37,009	37	0		可決 99.63
澤飯 明広	37,011	35	0		可決 99.63
山岡 和馬	37,010	36	0		可決 99.63
湯口 達夫	37,011	35	0		可決 99.63
荒川 弘熙	37,007	39	0		可決 99.62
渡邊 太門	37,007	39	0		可決 99.62
第4号議案 補欠監査役1名選任の件				(注) 3	
根本 博史	37,005	41	0		可決 99.62
第5号議案 取締役及び執行役員に対する株式報酬等の額及び内容決定の件	36,822	224	0	(注) 1	可決 99.13

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成26年10月31日提出臨時報告書)

1 「提出理由」

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 「報告内容」

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの 合同会社Astiインベストメント

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	4,763個	10.57%
異動後	4,493個	9.97%

(注1) 異動前及び異動後の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、当社が平成26年9月26日に提出した第56期有価証券報告書に記載された平成26年6月30日現在の総株主の議決権の数(45,063個)を分母として計算してあります。

(注2) 「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

平成26年10月29日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 1,010,200千円

総株主等の議決権の数 45,063個(平成26年6月30日現在)

本報告書提出日現在の発行済株式総数 6,106,000株

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第56期)	自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日	平成26年9月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第57期第1四半期)	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日	平成26年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年9月26日

株式会社 構造計画研究所
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 中 村 明 彦
業務執行社員

指定社員 公認会計士 久 保 田 正 崇
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社構造計画研究所の平成25年7月1日から平成26年6月30日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社構造計画研究所の平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社構造計画研究所の平成26年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社構造計画研究所が平成26年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月14日

株式会社構造計画研究所
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中村明彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩尾健太郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社構造計画研究所の平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第57期事業年度の第1四半期会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社構造計画研究所の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。